

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第13条 個人信用情報機関の利用および登録	第13条 個人信用情報機関 <u>が保有する信用情報</u> の利用および <u>個人信用情報機関への信用情報の提供等</u>
1. 会員等は、JCB が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。	1. 会員等は、JCB が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・ <u>返済能力</u> に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「 <u>加盟事業者</u> 」といいう。）に対する当該情報の提供を業とするもの <u>を</u> いう。以下同じ。） <u>が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等</u> について以下の <u>ことに</u> 同意します。
(1)会員等の支払能力の調査のために、JCB が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に關し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。	(1) <u>JCB が、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、JCB が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</u>
(2)加盟個人信用情報機関に、会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。	(2) <u>(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に会員等および会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u>

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<u>(3) JCB が会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u>
	<u>(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</u>
	<u>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</u>
	<u>ア. (3)により、JCB を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u>
	<u>イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</u>
	<u>ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</u>
	<u>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u>
	<u>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u>
	<u>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</u>
	<u>ウ. ③に基づく信用情報の提供</u>

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</u></p>
(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。	<p><u>(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</u></p>
2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、JCB が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。	<p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、<u>本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。</u> なお、JCB が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第21条 CD・ATMでの利用</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMでキャッシングリボ払いの利用または随時支払いを行うことができます。その場合、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第4条の施行後については、会員はJCBに対し、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内のJCB所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。ただし、当該金融機関の利用手数料の徴収を開始するときは、事前にJCBから通知します。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>	<p>第21条 CD・ATMでの利用</p> <p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMでキャッシングリボ払いの利用または随時支払いを行うことができます。その場合、<u>会員はJCBに対し、</u>貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内のJCB所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」<u>および<線上返済方法></u>に定めるものをいう。）を<u>支払うものとします。なお、CD・ATMの</u>機種や設置地域、店舗等により利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第4章 お支払い方法その他	第4章 お支払い方法その他
第22条 約定支払日と口座振替	第22条 約定支払日と口座振替
<p>1. 毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、会員は第20条に定められた、該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め会員が届け出た JCB 所定の金融機関の預金口座等（原則として会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、会員の JCB に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法等の他の支払方法（この場合、金融機関に対する支払いに係る手数料は原則会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>	<p>1. 每月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、会員は第20条に定められた、該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め会員が届け出た JCB 所定の金融機関の預金口座等（原則として会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日 <u>等</u>にお支払いいただくことや、会員の JCB に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法等の他の支払方法（この場合、金融機関に対する支払いに係る手数料は原則会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合 <u>または事務上の都合がある場合</u>には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降 <u>の日に</u>、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>

【新旧対照表】会員規約（JCB ビジネスローン用）の主な改定箇所

改定前	改定後
<p>第 34 条 会員規約およびその改定</p> <p>本規約は、会員と JCB との一切の契約関係に適用されます。JCB は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>第 34 条 会員規約およびその改定</p> <p>本規約は、会員と JCB との一切の契約関係に適用されます。JCB は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを<u>含む</u>。）、または本規約に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、JCB は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
2025 年 2 月 28 日現在	<u>2026 年 3 月 31 日現在</u>